

仮訳

食品・医薬品委員会事務局告示

件名 食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークの表示基準

法律の基準に基づく食品製造システム規格、又は国際規格に基づく他の食品製造システム規格を満たす食品製造者を支援し、かつ今後の製造施設の発展を支援するために、製品のラベル上に食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークの表示を望む者に対して、食品・医薬品委員会事務局が以下の通り告示し、その基準を定める。

第 1 条 2007 年 4 月 30 日付の食品・医薬品委員会事務局告示、件名「製造施設の監査受審に関する食品ラベル上の文言の表示基準」を廃止する。

第 2 条 製品のラベル上の食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークは、以下のいずれかの機関による監査に合格し、かつ食品製造システム規格認証を取得した製造施設で食品が製造された場合にのみ表示できる。

- (1) 所管する国家機関
- (2) 所管する国家機関から認定された他の機関
- (3) 国際認定フォーラム(International Accreditation Forum; IAF)に加盟し、同フォーラムから認定されたシステム認証機関(Accreditation Body; AB)からシステム認証を取得した認証機関(Certification Body; CB)

第 3 条 1979 年食品法の第 6 条の(7)の権限に基づき制定された食品の製造方法、製造におけるツール、用具及び保管に関する規格、食品製造における適正な衛生基準(Good Hygiene Practices; GHPs)、危険分析及び管理すべき必須ポイントに関するシステム(General Principles of Food Hygiene and Hazard Analysis and Critical Control Point; HACCP)、ISO 22000 規格 Food safety management systems – Requirements for any organization in the food chain、又は BRC Global Standard for Food Safety、又は Food

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 本告示の原典については下記をご覧ください。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/64_label.pdf

Safety System Certification (FSSC 22000)など、管理システム認証(Management system certification)の区分において食品製造システム認証を取得する場合は、製品のラベル上に認証マーク又はロゴ(Certification mark/ Logo)を表示してはならない。文言(statement)の表示は可能だが、その場合は製品が認証を受けたという誤解を招いてはならず、また少なくとも以下の情報を含むこと。

- (1) 認証取得した食品製造施設名
- (2) 認証取得した食品製造システム規格の区分
- (3) 認証書を発行した認証機関

第 4 条 適正農業規範(Good Agricultural Practice; GAP)、有機農業基準(Organic Agriculture Standard)、地理的表示(Geographical Indication; GI)規格など、製品認証(Product certification)区分において食品製造システム認証を取得する場合は、製品のラベル上に認証マーク又はロゴ(Certification mark/ Logo)を表示できる。その場合、当該の認証機関が定める認証マーク又はロゴの使用条件を順守すると共に、少なくとも以下の情報を含む文言を併記すること。

- (1) 認証取得した食品製造施設名
- (2) 認証取得した食品製造システム規格の区分
- (3) 認証書を発行した認証機関

第 5 条 ハラル(Halal)、コーシャ(Kosher)、タイ工業製品規格(TIS)など、他の区分における食品製造システム認証を取得する場合は、製品のラベル上の認証マーク又はロゴ(Certification mark/ Logo)又は文言(statement)の使用において、当該の認証機関が定める認証マーク又はロゴの使用条件を順守すると共に、少なくとも以下の情報を含む文言を併記すること。

- (1) 認証取得した食品製造施設名
- (2) 認証取得した食品製造システム規格の区分
- (3) 認証書を発行した認証機関

第 6 条 製品のラベル上の食品製造システム規格認証取得に関する文言又はマークは、以下の条件に従い表示すること。

- (1) 認証の対象外の活動が認証されているという誤解を招かない。
- (2) ラベル上に表示された食品の種類を対象とする有効期限の切れていない書類又は認証書を保有し、要請を受けた場合に係官又は消費者が検査できるようにすると共に、認証を与えた機関に確認できるようにする。

第 7 条 監査に合格し、認証を取得した製造施設が、後で認証書の使用を差し止められた、若しくは取り消された、又は認証の更新を行っていないことが判明した場合は、当該の認証に関する文言又はマークを表示した食品ラベルの使用を直ちに中止すること。

2021 年 3 月 9 日告示
(パイサーン・ダנקム)
食品・医薬品委員会事務局長